

令和2年度個人旅行推進事業実施要綱

(事業の目的及び内容)

第1条 この事業は、徳島県への送客を目的とする「募集型企画旅行（個人型）」に係るパンフレット等の作成（以下「パンフ等作成」という。）の経費の一部を助成することにより、徳島県への企画旅行商品の造成を促進し、徳島県外からの観光誘客を拡大しようとするものです。

(助成対象者)

第2条 次条の助成要件を満たす徳島県への旅行商品の造成を実施した旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社に対し、予算の範囲内で助成します。

(助成要件)

第3条 以下の要件をすべて満たし、事前に一般財団法人徳島県観光協会理事長（以下「理事長」という。）に助成金を申請し、理事長が承認した旅行商品を対象とします。ただし、徳島県が実施する他の助成事業との重複は認めません。

- (1) 「募集型企画旅行」のうち個人行動が主体で、原則として団体行動が伴わない旅行商品（いわゆるパーソナル募集型企画旅行）とする。ただし、コンベンション（大会・会議・学会・セミナー・シンポジウム）・教育旅行・四国霊場八十八ヶ所・スポーツ合宿等を組み込んだ旅行商品は対象外とする。
- (2) 当該旅行商品の募集の為に印刷される12ページ以上の冊子で、4色刷り又はそれに準ずるものとする。徳島県単独のパンフレット等に限らず、四国地区又は中国四国地区等の総合パンフレットも対象とする。
- (3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定に基づく許可を受けている徳島県内の宿泊施設での宿泊を伴う徳島県外からの旅行商品であること。
- (4) 当該旅行商品に係るパンフレット等を、令和2年4月1日（水）から令和3年3月15日（月）までの間に5千部以上印刷・発行すること。
- (5) パンフレット等については、店頭で広く掲示又は一般配布すること。

(助成対象経費、助成金額及び助成限度額等)

第4条 パンフ等作成の経費を対象として、理事長が事前に承認した徳島県の観光情報（旅行商品の案内及び旅館・ホテルの案内については対象外）を掲載するページ（以下「観光情報掲載ページ」という。）に対して助成することとし、助成金額及び助成限度額は原則、次のとおりとする。

パンフレット等 作成部数	1ページあたり の助成金額	助成限度額等
5千部～1万部未満	20,000円	1商品の限度額 作成経費総額の2分の1
1万部～2万部未満	40,000円	
2万部～4万部未満	60,000円	
4万部～6万部未満	100,000円	1造成事業所の限度額 年間40万円 (※ただし、予算の執行状況による)
6万部～8万部未満	150,000円	
8万部～	200,000円	

- (1) 1ページあたりの助成金額は、ページ数ごとに加算します。ただし、観光情報掲載面積の計が2分の1ページに満たない場合は助成の対象外とします。

- (2) 観光情報掲載ページが1ページに満たない部分については、1ページあたりの助成金額に、1ページ分の面積に対する同面積の割合を乗じて得た金額（千円未満は切り捨て）とする。
なお、同面積の中には徳島県または徳島県観光協会が提供する版下の掲載に要した面積を含めてもかまわない。
- (3) 版下の加工は、掲載箇所に合わせた「最小限の範囲」（原本のイメージに影響が無い範囲での拡大、縮小、配置変更及びマトリックス型二次元コード等の挿入）に限定する。

(申請)

第5条 助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、原稿を校了する7日前までに助成金交付申請書（第1号様式）及び添付書類を理事長に郵送等により提出してください。理事長が原稿内容を確認した後、変更を依頼する場合がありますので、確認後に校了となるよう時間的余裕をもって申請書を提出してください。なお、期限までに提出がない場合は助成金の申請を受理しないことがあります。

(助成の決定)

第6条 理事長は、申請に基づき助成の可否を決定し、申請者に対し通知するものとします。

(事業の変更等)

第7条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合または事業を取りやめる場合は、速やかに変更承認申請書（第2号様式）または廃止届（第3号様式）を提出し、理事長の承認を受けてください。

(実績報告)

第8条 申請者は、助成事業終了日の翌日から起算して14日以内に実績報告書（第4号様式）、請求書（第5号様式）及び添付書類を理事長に郵送等により提出してください。なお、期限までに提出がない場合は、助成金を申請する権利を自ら放棄したものとみなすことがあります。

(助成金の交付)

第9条 理事長は、前条の実績報告が適当と認められるときは、助成金の額を確定し、助成金を交付します。

(交付の取消)

第10条 助成金の交付決定後又は確定後においても、申請もしくは報告内容に虚偽が認められるとき、又は、パンフレット等が販売事業所に陳列・掲示されていないと認められるときは、理事長は当該交付決定を取り消す場合があることとし、既に助成金が交付されているときは、その返還を求めることとします。また、当該事実が判明したときから2年間は徳島県が実施する助成事業の申請を受け付けないものとします。

(関係書類の整備)

第11条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管してください。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとします。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行します。